

契約約款

1. 基本事項

- ①お申込書を確認後、ご請求書を発行します。お客様のご入金により契約が成立し、本業務着手となります。
- ②本業務のお申込みには、月次顧問サポート契約のご締結（期間1年）が必要です。月次顧問サポート契約期間の途中に同契約を解約される場合、契約末日までの月次報酬の残金のお支払い義務（違約金）が発生します。
- ③お客様都合で指定条件（人員・物件等）を変更する場合、当社側の追加業務の度合いに応じ、別途報酬が発生する場合があります。特に指定日を変更される場合、変更1回につき金5万円の追加報酬が発生します。
- ④ご提出頂いた書類・情報が不正確だったこと、または遅延が理由で、希望期日での開業ができない等の損害が発生しても、当社は一切の責任を負うことができません。なおご提出が当社からご案内する最終期限を過ぎた場合、お客様の承諾なしに業務を中断します。業務再開のための条件は、お客様が遅延状態を解消され、指定予定月を当社との合意により再設定し、前③変更1回分5万円の追加報酬をお支払頂くこととします。
- ⑤指定月と同日に各種の加算適用を希望される場合、所定の期日までにお申し出ください。訪問看護事業における、介護保険以外の手続き（厚生局、生活保護、難病、労災など）も同様です。お申し出が期日を経過した場合、開業月での適用ができず、事後の変更届（有料）が必要となります。
- ⑥本業務には申込書記載金額とは別に消費税、交通費等実費のご請求が生じます。業種によっては、行政庁への登録手数料（介護事業の場合1件当たり3～4万円）の納付が必要です。
- ⑦手続き期限が迫っている場合や、当社の業務が一時に集中している場合、申込書記載報酬とは別に、緊急対応費をご請求させて頂く場合があります。

2. 契約解除

- ①お客様または当社が以下に該当した場合、書面通知により即日本契約を解除する事ができます。この場合、以下の事項に該当した当事者から契約の解除を理由として損害賠償を請求できません。
 - ア) 本契約事項、金銭の支払い期限、その他約束事項に違反し、書面通知後10日以内に改善がなかった場合
 - イ) 支払停止、支払不能に陥った場合、または営業を廃止した場合
 - ウ) 差押、仮差押、仮処分、競売申立、公租公課滞納処分その他公権力の処分を受けた場合
 - エ) 破産、民事再生、会社更生、会社整理、特別清算の申立を受け、またはなした場合
 - オ) 相手方からの不適切な言動により、担当者に心身不調を招く恐れがあると、各当事者が判断した場合
 - カ) 違法行為を自ら行い、または相手方に違法行為の実施、助言を求める場合
 - キ) 書面、証拠に基づかず、相手方の非違行為を糾弾し、それが止まない場合
 - ク) 法令順守（コンプライアンス）に関する逸脱、反社会的勢力との関係性が認められる場合
- ②月次顧問サポート契約開始前に、前項により本契約を即日解除する場合、またはお客様の都合で本業務が途中解除となる場合、契約解除までに実施した業務について当社の正規報酬料金で算定した報酬額を違約金としてお支払い頂きます。

3. オールインワンパッケージ設立・指定業務に含まれないもの

- ①お客様事業所等への訪問（打ち合わせ、写真撮影、測量図面の作成など）
 - ②各種加算適用についての経営上のコンサルティング提案
 - ③介護保険、医療保険、障害福祉サービス給付費等の毎月の報酬請求業務
 - ④利用者を取り交わす契約書、重要事項説明書の作成
 - ⑤建築指導課、都市計画課、消防署との相談協議が求められる場合の相談協議
 - ⑥採光、換気計算が求められる場合の計算
 - ⑦自治体の設計条例への適応が求められる場合の設計に関する助言
- その他、業務に含まれない事項については、「月次顧問サポート契約<ご案内>」に記載の「会社設立オールインワンパッケージに含まれない業務」にてご確認ください。

4. 当社側の体制について

- ①当社の営業時間は休業日を除く平日の9時から18時です。原則として営業時間外対応はできません。
- ②ご対応には迅速を心掛けますが、諸事情によって翌営業日以降のご対応となる場合があります。